

Stock Insight 利用特約

第1条（本特約の目的）

1. 本特約は、鈴木株式会社（以下「当社」という。）が、契約者に提供する IT システムである Stock Insight（以下「本サービス」という。）に共通する事項について定めるものとします（以下「本特約」という。）。
2. 本特約は、当社が定める IT システム利用規約（以下「原規約」といい、本特約と併せて「本規約」という。）の一部を構成し、本サービスの契約者（原規約に定義）に対し、原規約と一体となって適用されます。なお、本特約で使用する用語は、別段の定めがない限り、原規約の定義に従うものとします。
3. 本特約に記載のない事項は全て原規約の定めるところによるものとします。この場合、原規約第 1 条第 2 項に本サービスも列記されているものとみなします。ただし、本特約と原規約が矛盾・抵触する場合、本特約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

- ① 「利用ユーザ」とは、契約者の管理のもと、本サービスを利用するユーザとして契約者が設定した個人をいいます。
- ② 「サブスクリプション」とは、利用契約（原規約に定義）に基づき、利用ユーザが本サービスを一定の期間内において利用できる権利を意味します。
- ③ 「サービスシステム」とは、主として本サービスの用に供することを目的とした設備およびシステムをいいます。

第3条（利用契約の申込み）

1. 申込者が原規約第 5 条 1 項の申込を行った以降は、当社の書面による承諾なく利用契約の申込内容の変更または撤回を行うことはできません。なお、申込者による申込が当社に到達してから 20 営業日（当社の営業日に基づきカウントします。）以内に当社から申込者に対して承諾の通知がない場合には当該申込みは拒絶されたものとみなされます。
2. 利用契約については、当社が指定する代理店が当社を代理して締結する場合があるものとします。その場合には、当該代理店が当社に代わり、利用契約の申込、承諾に関する事項、利用料金に関する取り決め、契約期間等について定めるものとし、本特約適用後の原規約第 5 条、第 6 条および第 10 条と代理店の取り決め内容に齟齬がある場合には、当該代理店の取り決め内容が優先するものとします。

第4条（本サービスの利用料金および利用契約の有効期間）

1. 契約者は、利用契約に従い、利用契約に基づく利用料金を支払うものとします。なお、利用料金は本サービスの申込に基づき発生するものであり、実際の利用に基づくものではありません。また、契約者から当社に対して支払済みの利用料金については、事由の如何を問わず返金されないものとします。

2. 利用契約に別段の定めがない限り、当社が契約者に請求する利用料金については、当該請求書の発行日の属する月の翌月末を支払期限とします。
3. 当社がいずれかの請求金額を支払期限までに受領しなかった場合には、次の措置を取ることができます。①当該請求金額に対して、支払期日から支払われる日まで、各月の未払残高に対し年率 14.6%の遅延損害金を加算して請求すること。②前項の定めよりも短期の支払条件を、将来のサブスクリプションの更新および利用契約の条件とすること。
4. 契約者と当社との間で他の契約（利用契約以外の契約を指します。）が締結されている場合において、契約者が、当該他の契約に基づく金銭債務の履行を 30 日以上遅滞している場合、当社は、当該債務が全額支払われるまで、本サービスの提供を停止することができるものとします。
5. 本サービスの利用料金については、利用契約に従い、月単位または年単位で支払うものとし、日割計算等はいりません。
6. 当社は、利用料金を改定する場合には、利用料金改定日の 30 日前までに契約者に通知します。契約者が利用料金の変更に同意した場合には、利用料金改定日以降、改定後の利用料金を適用するものとします。利用料金改定日後においても、契約者が利用料金の変更に同意しないときは、利用契約に定められた内容にかかわらず、当社は 30 日前までの予告期間において、契約者に通知することによって、利用契約を解除することができます。
7. 利用契約は、当社が契約者の利用申込書等による申込みを承諾した時に発効し、利用契約にしたがって許諾されたすべてのサブスクリプションおよび各サービスが満了、解除または解約により終了するまで存続します。
8. 契約者が申込みしたサブスクリプションは、利用契約に定める利用開始日に有効となり、その利用契約に定める契約期間中存続します。利用契約に別段の定めがある場合を除き、すべてのサブスクリプションは、いずれかの当事者が相手方に対して契約期間が終了する 3 ヶ月前までに書面で更新しない旨の通知をしない限り、利用契約に定める期間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
9. 契約者は、利用契約成立後においては、本条第 7 項で定める契約期間中、利用契約を解約できず、またその理由にかかわらず、申込みした本サービス（ユーザ ID の数など）を削減できないものとします。

第5条（本サービスの利用）

1. 当社は、契約者に対し、利用契約に従い、本サービスを提供します。また、当社は、本サービスの利用に関する一般的取扱方法や制限（本サービスにより契約者のデータが保持される最大日数等を含みますがこれに限られません。）を設け、またこれらを変更することができるものとします。契約者は、本サービスの利用の申込みが、将来提供予定の機能または特徴の提供を条件とするものではなく、また将来提供予定の機能または特徴に関する当社の口頭または書面による対外的なコメントに依存するものではないことに同意するものとします。
2. 利用契約に別段の定めがない限り、サブスクリプションとして申込みされ、特定された数を超える利用ユーザが本サービスにアクセスすることはできません。サブスクリプションは、特定された利用ユーザのためのものであり、2 名以上の利用ユーザによる共有または利用

はできませんが、従前の利用ユーザが本サービスを継続的に利用する必要がなくなった場合に、その従前の利用ユーザに代わる新規の利用ユーザに割り当て直すことができます。

第6条（トライアル利用）

1. 当社は、当社の判断で契約者に対して本サービスを無料（当社が提供する物流サービスに付随して提供する場合を含み、初期設定費用を除き、本サービスの利用に関して独自の利用料金を徴収しない場合をいい、以下同じとします。）で利用させることができます。その場合、契約者が無料のトライアルとして本サービスを利用できる期間（以下「無料トライアル期間」といいます。）は、利用申込書等に記載された利用開始日から 30 日、または契約者が利用申込書等に記載した有料サービスの利用開始日のいずれか早く到来する日まで継続します。ただし、無料トライアル期間について契約者と当社で別途合意した場合はこの限りではないものとします。なお、契約者が本サービスを無料トライアルで利用することを選択し、当該無料トライアル期間内に有料サービスに移行しなかった場合は、本サービスは無料トライアル期間の満了と同時に終了するものとします。
2. 当社は、契約者が本サービスを無料トライアルで利用する場合、一切の技術サポート提供等の義務を負わないものとし、本サービスに関して当社の帰責事由に起因して契約者が損害を被った場合においても、契約・不法行為またはその他のいかなる責任の理論にかかわらず、当社は契約者に対して一切の責任を負わないものとします。
3. 本条第 1 項において、当社が契約者と無料トライアル期間を別途合意し、その期間が 30 日以上と定めていた場合であったとしても、当社は契約者に対する 30 日前までの通知により、無料トライアル期間を中途解約することができるものとします。

第7条（サポート）

当社は、別途契約者と協議の上、書面により合意した場合に限り、契約者に対して、当社所定の方法で本サービスの技術サポートを提供します。なお、契約者は第三者ソフトウェアの提供者に対してサポートを求めてはならないものとします。

第8条（知的財産権）

1. サービスシステムに関する著作権その他の知的財産権は、当社または当社にソフトウェア、モジュール等の利用を許諾した第三者（以下「原権利者」といいます。）がこれを保持し、契約者に対して本規約により明確に許諾したものを除くすべての権利は、当社または原権利者に留保されるものとします。
2. 本規約に記載されている「Stock Insight」その他の当社の製品またはサービス等の名称は、当社の商標もしくは登録商標です。ただし、「MotionBoard」「MB Cloud」についてはウイングアーク 1st 株式会社（以下「ウイングアーク社」といいます。）の登録商標です。
3. 契約者からの要望により当社が開発したサービスシステムの改変物の著作権、ノウハウその他一切の知的財産権は、当社が単独で保有します。なお、契約者の保有するデータに係るノウハウ、当社が従前より保有するデータおよびノウハウの著作権、ノウハウその他一切の知的財産権については、契約者または当社がそれぞれ単独で保有します。

第9条（利用制限）

1. 契約者は、本サービスを、契約者の内部利用（同一法人内に限らず、お客様の業務処理に関連する子会社、物流会社（以下、これらを「協力会社」といいます。）等の役員・従業員（契約者が個人事業主である場合には本人および当該事業に従事する従業員。以下併せて「従業者」といいます。）による契約者の業務を処理する目的での利用を指します。以下同様とします。）のためにのみ使用するものとします。ただし、お客様が協力会社に利用をさせるにあたっては、お客様が当該協力会社の利用につき一切の責任を持つものとするほか、契約者の業務を処理する限度かつ非商用でのみ利用させるものとし、協力会社及び第三者の業務のために利用させてはならないものとします。

2. 契約者は、原規約の禁止行為に加え、本規約または当社の書面による事前の承諾により明示的に許諾を受けていない限り、次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- ① 本サービスあるいは本規約に基づき付与された権利について、許諾範囲を超えて利用し、もしくは第三者に再許諾する行為、または、本サービスに含まれる情報・コンテンツについて、改変、第三者への開示、漏洩、再使用（利用）許諾、再販、頒布および譲渡等する行為
- ② 一つのユーザアカウントを複数人で共有して利用する行為
- ③ インターネット上で本サービスへ「リンク」を貼ること、他のサーバその他のインターネットベースの機器上で本サービスからアクセス可能なコンテンツを「フレーム」することおよび「ミラー」する行為
- ④ ウイングアーク社が定めるユーザマニュアル等の一般的取扱方法または当社が通知する本サービスの利用上の制限事項に違反する行為
- ⑤ 本サービスを日本国外で利用する行為
- ⑥ 前各号の趣旨に照らし、当社が不相当と判断した行為

第10条（当社のアクセス権）

契約者は、当社及びウイングアーク社が技術的な問題の解決のため、または契約者からの要望に基づくソリューションを提供するために、契約者のユーザアカウントを利用して、本サービス（契約者のデータを含みますがこれに限られません。）にアクセスすることがあることを了解するものとします。

第11条（契約者のデータの利用等）

1. 当社は契約者が本サービスの利用に関連して、入出力したデータ等の保存データ（以下単に「保存データ」といいます。）を最大2年間、保存するよう努めますが、保存データを保存する義務は負わず、本サービスの提供のために保存データの削除が必要となる場合や利用契約の終了時など、当社が消去または削除が必要と判断する場合には、保存データを消去もしくは削除する場合があることを契約者は了解するものとします。

2. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧の便宜に備えて保存データを任意でバックアップできるものとします。

3. 当社は、契約者の要望により、バックアップした保存データを用いてデータの復元を行うことがあります。その場合でも、当社に復元義務はないものとし、当社が完全な復元を行うことができることを保証するものではありません。
4. 当社は、前各項に関して契約者または第三者に生じた損害につき一切の責任を負いません。
5. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、保存データを第三者に対して開示・公開することはありません。ただし、次に掲げる場合に該当すると当社が判断した場合については、契約者の承諾なく、全部または一部の保存データを開示・公開することがあります。
- ① 法令に従った要請（捜査関係事項照会書による要請を含む。）や法令の手續上必要とされる場合
- ② 当社、または第三者の権利を保護するために必要な場合
6. 本サービスの一部として、当社の提携先企業（提携ベンダーその他の本サービスに含まれる情報・コンテンツの提供元である企業等を指しますがこれに限られません。以下「提携先」といいます。）のサービス（以下「当該サービス」といいます。）と連携する場合があります。契約者が当該サービスを含む本サービスを利用する場合には、当社は、次条にかかわらず、当該サービス利用に関するデータ（当該サービスの利用実績を含みますがこれに限られません。）を提携先に提供できるものとします。
7. 利用契約および当社またはウイングアーク社と契約者との間で締結したその他の契約の内容にかかわらず、当社およびウイングアーク社は、本サービスの提供、本サービスを含めた商品・サービスの開発および品質向上、利用環境の性能向上、契約者からの問い合わせ対応、当社からの契約者への商品・サービスの提案のため、契約者の保存データおよびアクセスログを利用することができるものとします。また、当社はこれらに加えて、保存データ等を個人や法人を特定できない形で当社の営業活動ないしシステムの改善のために利用および開示することができます。

第12条（秘密保持）

1. 秘密情報とは、一方当事者（以下「開示者」といいます。）が、その形態および媒体にかかわらず、相手方（以下「受領者」といいます。）に開示するすべての非公開の情報で、開示の形式にかかわらず、秘密と指定されたものとします。
2. 次に該当する情報は、その該当する範囲内において秘密情報とはみなされないものとします。
- ① 開示者に対する義務の違反なく、公知であるかまたは公知となった情報
- ② 開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、開示者による開示前に受領者が知っていた情報
- ③ 開示者に対する義務の違反なく、また秘密情報を参照せずに、受領者が独自に開発した情報
- ④ 開示者に対する義務の違反なく、また秘密保持義務またはその他の制限を受けることなく、受領者が第三者から受領した情報
3. 開示者が明示的に書面で別段の同意をした場合を除き、受領者は次の義務を負うものとします。

- ① 利用契約に基づく受領者の義務を履行するために必要な範囲または本規約に記載された範囲でのみ、開示者の秘密情報を使用すること
 - ② 開示者の秘密情報を、受領者の取締役、役員、代理人、従業員、再委託業者およびその従業員に対してのみ、受領者が利用契約に基づく義務を履行し、権利を行使するために必要な範囲でのみ開示すること
 - ③ 利用契約の契約期間中およびその終了後2年間、善良な管理者の注意義務をもって、開示者の秘密情報の秘密性を厳重に保持して、開示者の秘密情報の不正な使用または開示を防止すること
 - ④ 受領者が開示者の秘密情報を開示した者が、上記①、②および③の各号に定める要件および制限事項を遵守し、雇用または秘密情報の受領の条件として、少なくとも利用契約に定めるものと同等に厳格な秘密保持義務に服することを確認すること
4. 前項に定める制限事項にかかわらず、受領者は、管轄権および権限を有する裁判所または行政機関の有効な命令または適用ある法令により要求された場合には、開示者の秘密情報を開示できるものとします。ただし、受領者は、開示者に当該開示について合理的な事前通知（法的に許容される限り）を行い、開示者の要請に基づき、開示者の費用で、開示者を合理的に支援して、開示者の秘密情報の将来の開示もしくは使用を防止もしくは限定する命令またはその他の救済を得るものとします。
5. 第3項に定める制限事項にかかわらず、受領者は、開示者の秘密情報を、自己の法律、会計、財務の専門家に対して、法務、会計、税務上の目的に必要な限度で開示できるものとします。ただし、開示者は、それらの者が第3項の①②および③各号に定める要件および制限事項を遵守することを確認するものとします。
6. 各当事者は、個人情報およびプライバシー保護に関する法令を遵守し、また自己の取締役、役員、代理人、従業員、開示者が承認した再委託業者およびその従業員が遵守することを確認するものとします。
7. 各当事者は、受領者が本条の条項のいずれかに違反しまたは違反するおそれがある場合には、損害賠償は開示者にとって十分な救済ではないこと、したがって、開示者はその他の自己に可能な救済に加えて、当該違反または違反のおそれに対する差止命令による救済を求める権利を有することを了解し、同意するものとします。
8. 利用契約の満了時、解除時、解約時またはそれ以前の時における開示者の書面による要請に基づくもののほか、受領者は以下の義務を負うこととします。ただし、利用契約の期間満了、解除または解約による本サービスの終了後の契約者のデータの返還または廃棄に関する当社の義務については、前条にのみ準拠するものとします。
- ① 形態または媒体の如何を問わず、すべての開示者の秘密情報並びに当該秘密情報を含むすべての文書、記録、データおよび資料のすべての原本および複製物で、受領者の所有または管理下にあるものを、開示者の指示に従い、速やかに開示者に引き渡し、もしくは、廃棄または消去するものとします。
 - ② 受領者が開示者の秘密情報を提供したすべての者に、本項を遵守するよう要請するものとします。

第13条（本サービスの一時中断・停止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合その他各号に準ずる状況が認められる場合には、本サービスの全部または一部を一時的に中断もしくは停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負担しないものとします。なお、この場合、当社は、その事由の発生から6時間以上前までに本サービスが停止される時期を契約者に対し通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない事由等、事前に通知ができない場合はこの限りではないものとします。

- ① サービスシステムの保守・工事等の計画停止またはその他やむを得ない事由がある場合
- ② サービスシステムに障害が発生した場合
- ③ 電気通信事業者が電気通信業務を中断・中止した場合
- ④ 当社の合理的管理を超える状況（不可抗力、統治行為、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、ストライキその他の労働争議）が発生した場合
- ⑤ サービスシステムに不正アクセス等がなされた場合、または不正アクセス等が行われていると疑われる場合
- ⑥ 原権利者が別途ソフトウェア、モジュール等の利用の中断・停止等の事由を定め、当該事由が生じた場合
- ⑦ 本サービスの適切な運用をする上で当社が本サービスの一時中断もしくは停止が必要と判断した場合

2. 前項のほか、当社は、天災・事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの全部または一部を中断または停止する措置をとることができるものとし、これらに対し何らの責任を負わないものとします。

第14条（無保証および免責）

1. 本サービスは、現状有姿のままで提供されるものであり、契約者は自己の責任において利用するものとします。当社は、本サービスに関して、商品性、信頼性、適時性、品質、互換性、特定目的への適合性、真実性、常に使用可能であること、正確性および完全性、エラーまたは欠陥が修正されること、利用可能にするサーバにウィルスその他の有害な要素がないこと等について一切保証をいたしません。また、いかなる仕様変更の義務も負いません。また、当社は、本サービスを利用して得られた情報に基づきなされた契約者の判断および作為・不作為につき、その結果を含めて、一切の責任を負いません。

2. インターネットは、インターネットの利用度や電子取引等のデータ通信量などにより、制限されたり、遅れたりすることがあることを契約者は了解するものとします。

3. 当社は、保存データについて、いかなる理由で破損または消失しても契約者または第三者に対して一切の責任を負わないことを契約者は了解するものとします。また、前項による遅延や遅延による保存データの破損または消失等についても当社は一切責任を負わないものとします。

4. 当社は、以下の損害については責任を負わないものとします。

- ① 天災地変、騒乱、暴動などの不可抗力に起因して契約者に生じた損害

- ② サービスシステムに接続するためのインターネット接続サービスの不具合など契約者の通信環境の障害に起因して契約者に生じた損害
 - ③ 第三者の提供する電気通信役務の不具合に起因して契約者に生じた損害
 - ④ 本サービスの提供にあたり用いられているサービスシステムなどへの第三者による不正アクセスまたは通信経路上における傍受で、善良なる管理者の注意をもってしても防ぐことができないものに起因して契約者に生じた損害
 - ⑤ 当社が製造したものではないハードウェア、当社が制作したものではないソフトウェアおよびデータベース（ウイングアーク社のMotionBoard Cloudを含みますがそれに限りません。）に起因して契約者に生じた損害
 - ⑥ 権限のある行政機関等の命令または法令に基づく強制的な処分に起因して契約者に生じた損害
 - ⑦ その他当社の責めに帰すべからざる事由に起因して契約者に生じた損害
5. 当社は、本サービスにおいて、契約者の便宜として、リンクを提供することがあります。当社は、それによりリンクされるインターネット上のいかなるサイトあるいはサイトから利用可能なコンテンツ、製品その他の内容についても一切責任を負わないものとします。本サービスの利用に関連するあらゆる法律、条約、規則、あるいは規制について、契約者は遵守する責任があるものとします。

第15条（責任の限定）

1. いかなる場合も、利用契約に起因しまたは利用契約に関連する当社の故意または過失により生じた損害の責任の総額は、契約責任、不法行為責任、またはその他の責任理論に基づくものかを問わず、当該当社の責任の原因となった各サービスの対価として契約者が支払った料金の3か月分の金額を超えないものとします。
2. 当社は、契約者に対して、いかなる逸失利益もしくは不稼働損害、または間接、特別、偶発的、結果的、補填または懲罰的損害についても、原因の如何を問わず、契約、不法行為またはいかなる責任の理論に基づく場合でも、またその当事者が当該損害の可能性を告げられていた場合であっても、責任を負わないものとします。上記の免責は、適用ある法令によって禁じられている場合には、適用されないものとします。

第16条（本サービスの終了）

原規約第29条2項の当社による契約者に対する事前通知は、廃止日の1ヵ月前までに行えば足りるものとします。また、同条第3項における「やむを得ない事由」には、当社とウイングアーク社との本サービスを提供するために必要な契約が終了する場合を当然に含むものとします。

第17条（存続条項）

第8条（知的財産権）、第9条（制限事項）、第10条（アクセス権）、第11条（契約者のデータの利用等）、第12条（秘密保持）、第14条（無保証および免責）、第15条（責任の限定）、第18条（一般条項）は利用契約の期間満了、解除または解約による終了後も存続するものとします。

第18条（一般条項）

1. 本規約に別段の記載がある場合もしくは契約者と当社の両者捺印形式の書面による合意を除き、利用申込書等以外の文書や印刷されたフォームもしくはドキュメントの文字や情報の記載は、本規約の条項、条件に追加および変更を加える効力を有しません。
2. 本規約または本サービスの利用を理由に、契約者と当社間のジョイント・ベンチャー、パートナーシップ、雇用および代理店関係が発生するものではありません。また、当社が本規約の権利および条項を強制しなかった場合でも、当社が書面によって同意しない限り、当該権利および条項を放棄したことにはなりません。
3. 当社は、本特約についても原特約第4条の手續に準じて随時変更することができるものとします。ただし、契約者が異議を述べた場合、当社は異議を申し出られた日から1ヵ月前までに通知をすることで特約の変更を当該契約者のみ留保することで利用契約を解除することを認めない措置を採ることができます。

以上

制定日：2025年5月30日

公開日：2025年5月30日